

令和6年9月20日  
練馬区教育委員会事務局  
教育振興部光が丘図書館

## 練馬区立図書館窓口等業務委託に係るプロポーザル募集要領

### 1 目的

本要領は、「練馬区立図書館窓口等業務委託」についての最適な事業者の選定を、価格の競争のみによらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務概要

- (1) 件名 練馬区立図書館窓口等業務委託
- (2) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで  
※委託業務の履行状況の評価を行った結果、優良または良好と評価した場合、3年（2回更新）を上限として随意契約を行うことがある。
- (3) 履行場所
  - ア 練馬区立光が丘図書館 練馬区光が丘四丁目1番5号
  - イ 練馬区立練馬図書館 練馬区豊玉北六丁目8番1号
  - ウ 練馬区立図書館資料受取窓口
    - (ア) 高野台受取窓口 練馬区高野台二丁目25番1号（練馬区立生涯学習センター分館内）
    - (イ) 豊玉受取窓口 練馬区豊玉上二丁目22番15号（練馬区立豊玉リサイクルセンター内）
    - (ウ) 石神井公園駅受取窓口 練馬区石神井町七丁目1番2号
    - (エ) 大泉学園駅受取窓口 練馬区東大泉一丁目28番1号（リズム大泉学園4階）
    - (オ) 北町受取窓口 練馬区北町二丁目26番1号（北町地区区民館内）
    - (カ) 上石神井受取窓口 練馬区上石神井一丁目6番16号（上石神井南地域集会所内）

※図書館資料受取窓口は、予約した資料の受取と返却等ができる施設である。

※委託施設の規模等は、練馬区立図書館窓口等業務委託対象施設概要（別添1）を参照すること。

- (4) 業務内容 練馬区立図書館窓口等業務委託仕様書（別添2）のとおり
- (5) 概算経費 283,184,000円（税込）

※概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

本件経費については、令和7年第一回練馬区議会定例会において、令和7年度予算が成立し、配当されたときに効力を生ずるものであり、金額が変動する可能性がある。また、見積

額がそのまま契約額となるものではない。

### 3 参加資格および欠格条項

#### 3-1 参加資格

つぎの条件をすべて満たすこと。

- (1) 図書館法第2条第2項に基づく公立図書館業務の受託実績を有し、本件仕様書に掲げる業務を確実に円滑に履行できること。
- (2) 提案書提出時において、練馬区（以下「区」という）での競争入札参加資格を有していること。

#### 3-2 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人の場合は、法人事業税（特別法人事業税を含む）、法人税、消費税及び地方消費税を、個人の場合は、所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者

### 4 選定方法

#### 4-1 日程（予定）

募集要領等の公表	令和6年9月20日（金）
応募希望届提出期限	令和6年9月26日（木）
説明会	令和6年9月30日（月）
施設見学会	令和6年9月30日（月）
質問受付期間	令和6年10月1日（火）～令和6年10月4日（金）
質問回答日	令和6年10月10日（木）
提案書類受付期間	令和6年10月15日（火）～令和6年10月21日（月）
参加辞退届提出期限	令和6年10月21日（月）
一次審査結果通知	令和6年11月下旬

二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和6年12月23日（月）
二次審査結果通知	令和7年1月下旬～2月上旬

#### 4-2 応募希望届の提出（参加申し込み）

参加を希望する事業者は、応募希望届（別紙1）を以下のとおり提出すること。

- (1) 受付期間 令和6年9月26日（木）午後5時まで
- (2) 受付方法 電子メールで後述の「10 問合せ先・担当」まで送付すること。
- (3) 注意事項 応募希望届を提出した事業者は提出後、送付確認のため、「10 問合せ先・担当」まで電話で連絡すること。

#### 4-3 説明会および施設見学会

- (1) 開催日 令和6年9月30日（月）
- (2) 開催場所および開催時間
  - ア 光が丘図書館 会議室（2階）
    - 説明会：午前10時～午前10時30分（受付開始 午前9時40分）
    - 施設見学会：午前10時40分～11時20分
  - イ 練馬図書館 会議室（1階）
    - 施設見学会のみ：午後3時30分～午後4時（受付開始 午後3時20分）
- (3) 注意事項
  - ア 応募予定者は必ず参加すること。参加がない場合は選考の対象外となる。
  - イ 参加を希望する場合は、9月26日（木）午後5時までに、「10 問合せ先・担当」へ電話で申し込むこと（受付は平日午前9時から午後5時まで）。
  - ウ 参加人数は1事業者あたり2名までとする。
  - エ 現地集合・現地開催とする。
  - オ 説明会および施設見学会では、質疑応答は行わない。
  - カ 受取窓口の施設見学会は行わない。

#### 4-4 質問回答

募集に関する質問は質問票（別紙2）に内容を簡潔に記入の上、以下の内容で行うこと。

- (1) 質問受付期間 令和6年10月1日（火）～令和6年10月4日（金）午後5時まで  
※期限を過ぎた質問は受け付けない。
- (2) 質問方法 電子メール
- (3) 受付方法 「10 問合せ先・担当」まで送付すること。
- (4) 回答方法 10月10日（木）までに、事業者名を伏せたいうえで、区ホームページに公表する。

#### 4-5 辞退

応募希望届を提出の後、辞退する場合は参加辞退届（別紙3）を以下のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 10月21日（月）午後5時まで
- (2) 提出方法 「10 問合せ先・担当」に電話連絡の上、電子メールを送信すること。

#### 4-6 提案書等の提出

参加を希望する事業者は、提出書類作成要領（別紙4）を参照のうえ、以下の内容で提出すること。

- (1) 受付期間 10月15日（火）～10月21日（月）の午前9時から午後5時まで（ただし、土・日・祝日を除く）  
※提出の際は、事前に「10 問合せ先・担当」まで連絡すること。
- (2) 提出方法 提出場所に持参すること（郵送は不可）。
- (3) 提出場所 練馬区豊玉北6丁目12番1号 練馬区役所本庁舎11階  
練馬区教育委員会事務局教育振興部光が丘図書館運営調整係
- (4) 提出書類

提出書類		様式	部数	
			正本	副本
法人の資格に関する書類				
①	会社概要（従業員数は職層等の内訳を明記すること）	—	1部	8部
②	会社組織図（役員等の構成）	—	1部	8部
③	法人等の定款		1部	1部
④	社内規定に関する書類 ・給与規程 ・就業規則	—	各 1部	各 1部
⑤	直近の決算に係る財務諸表	—	1部	1部
⑥	直近の3年度間の決算関係書類のうち、税務申告書類一式（勘定科目内訳明細書を含む）またはそれに代わるもの	—	1部	1部
⑦	直近の3年度間の決算に係る営業報告書または事業概況書（税務署に提出した書類の写し） ※作成している場合のみ	—	1部	1部
⑧	直近の3年度間の決算に係るキャッシュフロー計算書 ※作成している場合のみ	—	1部	1部
⑨	東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格受付票の写し（裏面印鑑証明部分も含む）	—	1部	1部
⑩	法人の登記事項証明書（発行後3か月以内の謄本）	—	1部	1部
⑪	法人税、消費税、法人事業税の納税証明書	—	1部	1部
事業提案に関する書類				

⑫	見積書（「人件費」と「その他の経費」を分け、その内訳を簡潔に記載したもの）	—	1部	1部
⑬	受託実績申告書	様式1	1部	8部
⑭	企画提案書 ※提出書類作成要領（別紙4）に基づき作成すること	—	1部	8部
⑮	本業務の実施体制 ※提出書類作成要領（別紙4）に基づき作成すること ※人員配置計画書（様式自由）、1か月（4週間分）の勤務シフト表（様式自由）を添付すること		1部	8部

（5）企画提案書等の差し替えおよび再提出

受付期間後の提出書類の差し替えおよび再提出は認めない。

なお、区が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

#### 4-7 一次審査

参加資格を満たす者について、提出書類に基づき審査を行う。合計点の高い順に3者程度を一次審査通過とする。審査結果は令和6年11月下旬までに書面により通知する。

#### 4-8 二次審査

一次審査を通過した者について、令和6年12月23日に、企画提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、二次審査の評価が最も高い者を受託候補者とする。

選考時間は1者あたり30分（プレゼンテーション15分、ヒアリング15分）とする。

説明者は本業務を受注したときに主な担当となる者とし、3名以内とする。

審査結果は令和7年2月上旬までに書面により通知する。

#### 4-9 評価項目

評価項目については下表のとおり。

（1）一次審査

評価項目	評価基準
事業者の安定性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利益を上げる力の有無</li> <li>・事業効率の状況</li> <li>・資金力の有無</li> <li>・借入金の返済能力の有無</li> <li>・経営の安全性</li> </ul>
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館業務の受託実績（指定管理含む）</li> </ul>
提案内容①（団体運営の透明性・公正性）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護および情報公開に対する基本的理解と取組状況</li> <li>・法令遵守に対する取組状況</li> </ul>
区民雇用の促進・区内事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民雇用の促進</li> </ul>

業者の活用	・区内事業者の活用
区内事業者である	・区内に本店を有する ・団体の構成員に区内事業者が含まれる
その他	・地域貢献、社会貢献、環境配慮

## (2) 二次審査

評価項目	評価基準
事業者の安定性・継続性	・利益を上げる力の有無 ・事業効率の状況 ・資金力の有無 ・借入金の返済能力の有無 ・経営の安全性
業務実績	・図書館業務の受託実績（指定管理含む）
実施体制	・業務執行体制および要員配置の妥当性 ・要員の育成、研修体制 ・スケジュールの妥当性
提案内容①（団体運営の 透明性・公正性）	・個人情報保護および情報公開に対する基本的理解と取組状況 ・法令遵守に対する取組状況
提案内容②（施設の安全 性への配慮）	・利用者の安全管理の基本的な考え方と体制 ・危機管理体制
提案内容③（図書館サー ビスの提供）	・委託目的との整合性 ・委託内容および区立図書館に関する区の方針等に対する理解度 ・提案内容の的確性 ・職員の接遇に関する取組 ・苦情解決の体制および苦情防止に関する取組
担当者評価	・本件を主に担当する者の知識、経験、実績
プレゼンテーション・ヒ アリング	・説明、受け答えの的確性、説得力
見積価格	・見積価格の妥当性
区民雇用の促進・区内事 業者の活用	・区民雇用の促進 ・区内事業者の活用
区内事業者である	・区内に本店を有する ・団体の構成員に区内事業者が含まれる
その他	・地域貢献、社会貢献、環境配慮

## 5 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、区から指名停止措置を受けるな

どにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のことを新たに受託候補者として選定することができる。

## 6 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」（別添3）に基づき取扱うものとする。

## 7 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (9) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

## 8 問合せ先・担当

練馬区教育委員会事務局 教育振興部 光が丘図書館 運営調整係

担当： 羽鳥

〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 練馬区役所本庁舎11階

練馬区教育委員会事務局教育振興部光が丘図書館運営調整係

電話：03-5984-1682

Eメール：HIKLIB08@city.nerima.tokyo.jp